

# 第9章 政策統括官

## 第1節 農業経営政策

### 経営所得安定対策等

#### (1) 趣 旨

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化など構造的な問題が顕在化している。また、海外での穀物需給や国内での担い手の育成・確保の状況をみると、国内の生産力を確保することが重要である。

このため、経営所得安定対策を実施した。

なお、平成25年に経営所得安定対策の見直しを行い、平成26年6月に「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第77号)」が成立したところ。

平成27年産からは、効率的かつ安定的な農業経営を目指して経営改善を図ろうとする「認定農業者」、将来的に法人化して認定農業者になることも見込まれる「集落営農」に加えて、将来的に効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定新規就農者」も対象とし、意欲と能力のある「担い手」の経営安定を図ることとした。

また、従来の面積規模要件については、小規模であっても、収益性の高い作物との複合経営や6次産業化により、所得を向上していこうとする農業者もいることから、担い手であれば、規模要件は課さないこととした。

#### (2) 対策の概要

##### ア 畑作物の直接支払交付金

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付。支払は数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付される面積払(営農継続支払)を数量払の先払いとして交付。

##### (ア) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者

##### (イ) 対象作物

麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

##### (ウ) 交付単価

##### a 数量払

「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付(品質区分に応じた単価を設定)

##### ○ 平均交付単価

・小麦	6,960 円/60kg
・二条大麦	5,500 円/50kg
・六条大麦	5,730 円/50kg
・はだか麦	8,240 円/60kg
・大豆	9,120 円/60kg
・てん菜	7,450 円/ t
・でん粉原料用ばれいしょ	11,670 円/ t
・そば	16,960 円/45kg
・なたね	9,930 円/60kg

##### b 面積払

営農を継続するために必要最低限の経費が賄える水準を「面積払」として、20,000 円/10 a (そばは、13,000 円/10 a)を直接交付

##### イ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、農業者と国が1対3の割合で補填の原資を負担し、補填。

##### (ア) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者

##### (イ) 対象農作物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

##### ウ 水田活用の直接支払交付金

水田で麦、大豆、飼料用米等の作物を生産する農業者に対して、交付金を直接交付。

##### (ア) 交付対象者

販売目的で対象作物を生産する「販売農家」又は「集落営農」

##### (イ) 交付単価

##### a 戦略作物助成

・麦、大豆、飼料作物	35,000 円/10 a
・WCS 用稲	80,000 円/10 a
・加工用米	20,000 円/10 a
・飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000 円/10 a

##### b 産地交付金

地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に

基づき、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援。

また、以下の取組に応じて追加配分。

- ・ 飼料用米、米粉用米(多収品種の取組)  
12,000 円/10 a  
多収品種の作付面積に応じて配分。
  - ・ そば、なたね 20,000 円/10 a  
作付面積に応じて配分。(※基幹作のみ)
  - ・ 新市場開拓用米 20,000 円/10 a  
作付面積に応じて配分。(※基幹作のみ)
  - ・ 畑地化 105,000 円/10 a  
交付対象水田から除外する面積に応じて配分。(※初年度のみ)
  - ・ 転換作物拡大加算 10,000 円/10a  
転換作物が拡大し、主食用米の面積が平成29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて配分。
  - ・ 平成31年度緊急転換加算 5,000 円/10a  
令和元年度に限り、転換作物が拡大し、主食用米の面積が平成30年度より減少した場合に、その面積に応じて配分。
  - ・ 高収益作物等拡大加算 20,000 円/10a  
主食用米の面積が平成30年度より減少し、高収益作物等の面積が拡大した場合に、その面積に応じて配分。
- 高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

### (3) 支払実績

#### ア 支払額

- (ア) 令和元年度の経営所得安定対策等支払額は、畑作物の直接支払交付金が2,197億円、水田活用の直接支払交付金が2,938億円となった。
- (イ) 令和元年度(平成30年産)の米・畑作物の収入減少影響緩和交付金の補填額(農業者の負担する額を含む。)は68.9億円となった。

#### イ 支払対象者数

- (ア) 令和元年度の経営所得安定対策等の支払対象者数は、畑作物の直接支払交付金が42,072件、水田活用の直接支払交付金が318,329件となった。
- (イ) 令和元年度(平成30年産)の米・畑作物の収入減少影響緩和交付金の補填件数は19,771件となった。

#### ウ 支払面積・数量

経営所得安定対策等(米・畑作物の収入減少影響緩和

和交付金を除く。)の支払面積・数量は、次のとおりとなった。

#### (ア) 畑作物の直接支払交付金

・小麦	1,006,216 t
・二条大麦	79,497 t
・六条大麦	49,004 t
・はだか麦	19,167 t
・大豆	190,755 t
・てん菜	3,853,772 t
・でん粉原料用ばれいしょ	755,983 t
・そば	37,762 t
・なたね	3,966 t

#### (イ) 水田活用の直接支払交付金(基幹作物)

・麦	97,211ha
・大豆	85,173ha
・飼料作物	71,916ha
・新規需要米	119,583ha
<内訳>	
WCS用稲	42,083ha
米粉用米	5,280ha
飼料用米	72,220ha
・加工用米	43,462ha
(参考)	
・そば	27,217ha
・なたね	866ha
・新市場開拓用米	4,111ha

## 第2節 農産物の生産対策等

### 1 米生産対策

#### (1) 生産動向

令和元年産水稻の作付面積は、前年産に比べ千ha(0.1%)減少し、146.9万haであった。

同年産水稻の作柄は、北海道、東北及び北陸では、全もみ数が平年以上に確保され、登熟も順調に推移したことにより、作柄は平年以上となったものの、その他の地域では、7月上中旬の低温・日照不足の影響により、全もみ数がやや少ない地域があることに加え、登熟も8月中下旬の日照不足やその後の台風による倒伏・潮風害、ウンカ等病害虫の影響があったことから、全国の10a当たりの収量は529kgとなり、収穫量は前年産に比べ9千t(0.1%)減少し、777.1万tとなった。なお、全国平均の作況指数は99であった。

#### (2) 生産対策

米については、需要の減少傾向が続く中で、食料自

給率・食料自給力の向上や米農家の所得向上を図っていくためには、需要に応じた生産を図りつつ、麦・大豆・飼料用米等と組み合わせた収益性の高い安定した水田農業経営の展開を進めること及び消費者・実需者ニーズに応え、良質な米を安定的に供給しうる生産流通体制の確立が重要である。

このような中、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、令和5年までに担い手の米の生産コストを平成23年産の全国平均(1万6千円/60kg)から4割削減する目標が掲げられた。また、『「日本再興戦略」改訂2015』(平成27年6月30日閣議決定)において、飼料用米については、令和7年までに担い手の60kg当たりの生産コストを平成25年産の全国平均から5割程度低減させる目標が掲げられた。

これらの目標の達成に向け、共同利用施設の整備による効率的な生産流通体制の構築、多収品種や新たな輪作体系の導入実証、担い手向けの革新的な低コスト生産技術の改良・導入等を推進した(強い農業・担い手づくり総合支援交付金、持続的生産強化対策事業等)。また、飼料用米の本作化を推進するため、飼料用米の単収向上や飼料用米を活用した畜産物のブランド化について優れた取組を表彰する「飼料用米多収日本一」及び「飼料用米活用畜産物ブランド日本一」を開催した。

さらに、海外市場に積極的に進出し、新たな市場を拡大していくことが喫緊の課題である。平成29年9月8日、コメ・コメ加工品の輸出目標「600億円」の目標年次である令和元年に向け、このような課題を解決し、コメの輸出量を飛躍的に拡大するため、戦略的に輸出に取組む産地と事業者を特定し、それらが連携した個別具体的な取組を強力に後押しすることを目的として「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、平成31年3月29日時点で、68の戦略的輸出事業者と270の戦略的輸出基地(産地)が参加している。プロジェクトを進めるため、輸出の取組拡大に向けた説明会・マッチング会を計9回実施した。

## 2 麦生産対策

### (1) 生産動向

令和元年産麦の作付面積は、4麦計で27万3千haとなり、前年産並となった。

収穫量については、4麦計で126万tとなり、前年産に比べ32万t(34%)の増加と近年では例を見ない豊作となった。これは、全国的に天候に恵まれ、生育が順調で登熟も良好であったためであり、小麦で103

万7千トンとなり27万2千トン(36%)の増加、二条大麦で14万7千トンとなり2万5千トン(20%)の増加、六条大麦で5万6千トンとなり1万7千トン(43%)の増加、はだか麦で2万トンとなり6千トン(45%)となった。

### (2) 生産対策

麦は、北海道の大規模畑作営農における輪作作物、都府県の水田作地帯における転作作物または二毛作物として、我が国の土地利用型農業における重要な作物となっている。

近年、収量性や加工適性に優れた麦の新品種の開発・導入により国内産麦を使用したパンや麺などの商品が増加し、国内産麦に対する実需者の需要が高まっている。

実需者からは高品質な国内産麦の安定供給が求められている一方で、国内産麦については、天候不順や湿害等による収量・品質の不安定さ、労働力不足等による作付面積の伸び悩みといった課題が生じている。

このような課題に対応し、実需者が求める高品質麦の安定供給に向けて、令和元年度予算において、作付体系転換支援事業により、新たな栽培技術及び品種の導入等を推進するとともに産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金等により、高性能な農業機械の導入や効率的な共同利用施設等の設置を推進することで、麦の生産拡大に積極的に取り組む地域への支援を行い、麦の生産振興を図った。

## 3 豆類生産対策

### (1) 生産動向

#### ア 大豆

令和元年産大豆の作付面積は、約14万4千haとなり、前年産に比べて3千tの減少(前年比97.9%)となった。

また、収穫量については、21万8千tとなり、前年産に比べて7千tの増加(同103.1%)となった。これは、作付面積の減少とともに東北、関東及び九州の一部の県において、日照不足、大雨、~~や~~台風等の影響による被害があったものの、作柄の悪かった前年産に比べて被害が少なかったためである。

#### イ 小豆、いんげん、落花生

令和元年産の小豆の作付面積は、2万5,500haとなり、前年産に比べ8%増加した。

収穫量は、5万9,100tとなり、前年産に比べ1万7,000t(40%)の増加となった。これは、主産地である北海道において、作付面積が増加するとともに

に、低温、日照不足及び多雨の影響で作柄が悪かった前年産に比べ天候に恵まれ、登熟が良好であったためである。

いんげんは、前年産に比べ作付面積が7%減少して6,860haとなったものの、小豆と同様に主産地である北海道において、登熟期の天候に恵まれ、収穫量は、前年に比べ37%増加し3,640tとなった。

落花生は、前年産に比べ作付面積が1%減少して6,330haとなったことに加え、主産地である千葉県において、低温、日照不足の影響により着さや数及び粒重が減少し、収穫量は、前年産に比べ21%減少し1万2,400tとなった。

## (2) 生産対策

国産大豆は、水田や畑地を活用し食料自給率を向上していく上で重要な作物であるが、気象条件等の影響により作柄が変動しやすく、販売価格が乱高下することから、量・質ともに実需者の求める大豆を安定的に生産・供給することが課題となっている。

このため、令和元年度予算において、作付体系転換支援事業により、新たな栽培技術及び品種の導入等を推進するとともに、産地パワーアップ事業や強い農業づくり交付金により、豆類等の増産に対応するために必要な農業機械のリース導入や乾燥調製施設等の整備への支援を通じ、豆類等の生産振興を図った。

また、国産大豆の安定取引のために、播種前に価格を決める「播種前入札取引」について、平成29年に試験実施を行い、平成30年産から本格導入した。

## 4 甘味資源作物の生産対策

### (1) 甘味資源作物の生産動向

てん菜については、令和元年産の作付面積は5万6,700ha(前年比99.0%)となった。10a当たり収量は、6月以降の好天に恵まれたため、過去最高の7.0t(同111.6%)となり、生産量は398万6,000t(同110.4%)となった。

さとうきびについては、令和元年産の収穫面積は2万2,100ha(前年比98%)となった。10a当たり収量については、台風の影響等はほとんどなく、天候は順調に推移したものの、前年産の収穫遅れによる植付・株出管理の遅延、成長期の少雨等から鹿児島県、沖縄県両県平均で5.3t(前年比同)(鹿児島県:5.4t(同113%)、沖縄県:5.2t(同92%))、生産量は、117万t(同98%)となり、前年度を下回った。

### (2) てん菜生産振興対策

てん菜は、北海道畑作農業における基幹的な輪作作物であるとともに、地元のでん菜糖製造事業者で製糖される等地域経済上重要な役割を担っているが、農家の高齢化や農家戸数の減少、一戸当たりの作付面積の拡大により、労働時間の長いてん菜栽培が敬遠される傾向にある。

このため、畑作構造転換事業により、省力作業機械等の導入や作業の外部化への支援を通じ、作業の効率化・省力化を推進した。

### (3) さとうきび生産振興対策

さとうきびは、台風、干ばつ等の自然災害の常襲地帯にある鹿児島県南西諸島及び沖縄県の農業における基幹作物であるとともに、さとうきび産地に立地した甘しゅ糖製造事業者とも相まって地域経済上重要な役割を担っているが、度重なる台風の襲来や病害虫の発生等による悪影響からの早急な回復や増産に向けさとうきびの効率的かつ持続的な生産体制を確立し、地域経済の活性化を図ることが必要となっている。

このため、平成27年度にセーフティネット型基金として位置付け直し継続したさとうきび増産基金等を活用して、自然災害からの回復に向けた取組を支援するとともに、島ごとに取り組んでいる「さとうきび増産プロジェクト」を着実に推進するため、フォローアップを行った。また、機械化一貫体系確立のためのハーベスター等の導入、さとうきび生産者が実施する土づくり、防除等の島ごとに抱える課題に対応した増産・生産性向上に向けた取組への支援を行った。

さらに、近年、高齢化や慢性的な労働力不足が顕在化していることから、令和元年度に、機械収穫・省力的な株出栽培に適した新品種「はるのおうぎ」の実証を行うとともに、鹿児島県徳之島、沖縄県南大東島において省力化に向けたスマート農業の実証を行った。

## 5 砂糖類対策

### (1) 砂糖の需要及び価格の動向

#### ア 砂糖の需給

我が国の砂糖の需要量は、加糖調製品の輸入、消費者の低甘味嗜好等を背景として減少傾向が続いており、平成30砂糖年度(10月～翌9月)は190万tとなった。

令和元砂糖年度における国内産糖の供給量については、甘味資源作物の生産動向を受け、てん菜糖の産糖量は65万1,000t(同105.9%)、供給量は65万t(前年度比105.9%)となった。甘しゅ糖の産糖

量は13万3,000t(同105.6%。鹿児島県6万t、沖縄県7万3,000t)、供給量は12万7,000t(前年度比105.3%。鹿児島県5万7,000t、沖縄県7万t)となった。

イ 糖価の動向

砂糖の国際相場は、平成28年10月から平成30年9月にかけて、世界的な供給過剰の見通しから下落基調で推移し、平成30年9月には10セント/ポンドを下回った。平成30年10月には世界各地の極端な気象現象から主要生産国が生産見通しを下方修正したこと等により14セント/ポンドを超えた。しかし、平成30年11月以降は、引き続き供給過剰の見通しから緩やかに下落し、令和元年9月には11セント/ポンド台まで下落した。令和元年10月以降は、主要産地での減産見通しによる世界的な需給逼迫の予測から、上昇に転じ、令和2年2月には15セント/ポンドを超えたものの、その後、新型コロナウイルスによる景気後退への懸念、原油価格下落及びブラジル通貨リアル安により下落し、令和2年3月には、11.81セント/ポンドとなった。

一方、国内卸売価格は、平成29年2月以降から196円/kgで推移していたが、国際相場の下落傾向を受け平成29年7月に6円/kg、平成30年7月に2円/kg下落し、以降は188円/kgで推移した。

(2) 砂糖の価格調整

ア 砂糖調整基準価格等

令和元砂糖年度に適用される砂糖調整基準価格等については、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」(昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。)第3条第1項、第9条第2項、第11条第1項、第15条第3項、第18条の2第1項及び第18条の6第3項の規定に基づき、次のとおり定められた。

砂糖調整基準価格	t 当たり 15 万 3,200 円 (令和元年9月30日農林水産省告示第946号)
指定糖調整率	37.00% (令和元年9月30日農林水産省告示第946号)
異性化糖調整基準価格	t 当たり 18 万 9,076 円 (令和元年9月30日農林水産省告示第946号)
異性化糖調整率	17.13% (令和元年9月30日農林水産省告示第946号)
加糖調製品糖調整基準価格	t 当たり 31 万 2,038 円 (令和元年9月30日農林水産省告示第946号)
加糖調製品糖調整率	30.30% (令和元年9月30日農林水産省告示第946号)

イ 甘味資源作物交付金単価

価格調整法第20条第2項の規定に基づき、令和2年産てん菜及びさとうきびに係る甘味資源作物交付金単価は、次のとおり定められた。

(ア) てん菜

t 当たり 6,630 円

※糖度が16.6度のものについて適用

(令和元年12月27日農林水産省告示第1713号)

(イ) さとうきび

t 当たり 1 万 6,860 円

※糖度が13.1度以上14.3度以下のものについて適用

(令和元年12月27日農林水産省告示第1713号)

ウ 国内産糖交付金単価

価格調整法第22条第2項の規定に基づき、令和元砂糖年度に適用される国内産糖交付金単価は、次のとおり定められた。

(ア) てん菜糖

t 当たり 2 万 5,675 円

(令和元年9月30日農林水産省告示第947号)

(イ) 甘しゃ糖

a 鹿児島県

種子島において製造されるもの

t 当たり 5 万 7,241 円

奄美大島において製造されるもの

t 当たり 8 万 7,461 円

喜界島において製造されるもの

t 当たり 5 万 8,810 円

徳之島において製造されるもの

t 当たり 5 万 5,137 円

沖永良部島において製造されるもの

t 当たり 6 万 7,137 円

与論島において製造されるもの

t 当たり 10 万 0,736 円

b 沖縄県

沖縄本島において製造されるもの(沖縄本島内において販売されるものを除く。)

t 当たり 5 万 4,611 円

伊是名島において製造されるもの

t 当たり 11 万 6,007 円

久米島において製造されるもの

t 当たり 8 万 0,426 円

南大東島において製造されるもの

t 当たり 9 万 4,234 円

北大東島において製造されるもの

t 当たり 13 万 2,173 円

宮古島において製造されるもの

t 当たり 5 万 4,821 円

伊良部島において製造されるもの

t 当たり 7 万 6,469 円  
石垣島において製造されるもの

t 当たり 7 万 0,088 円  
沖縄本島内において製造されるもののうち沖  
縄本島内において販売されるもの

t 当たり 4 万 5,711 円  
(令和元年 9 月 30 日農林水産省告示第 947 号)

### (3) でん粉の需要及び価格の動向

#### ア でん粉の需給

平成 30 でん粉年度におけるでん粉の需要量は、  
265 万 6,000 t (前年比 99.4%) となった。

また、令和元でん粉年度における供給量について  
は、国内産いもでん粉ではかんしょでん粉が 2 万  
8,000 t (同 103.7%)、ばれいしょでん粉が 17 万  
8,000 t (同 104.7%) となり、コーンスターチ 221 万  
6,000 t (同 96.6%)、輸入でん粉 15 万 2,000 t (同  
101.3%)、小麦でん粉 1 万 6,000 t (同 94.1%) を加  
えたでん粉の総供給量は、259 万 t (同 97.4%) とな  
る見込み。

#### イ とうもろこしの価格の動向

シカゴ商品取引所公表のとうもろこし相場(先物、  
期近)における令和元でん粉年度平均のとうもろこ  
し相場は、ブッシェル当たり 354.26 セントとなった  
(前年度 380.62 セント)。

また、同期のコーンスターチ用とうもろこしの  
CIF 価格は、t 当たり 2 万 3,988 円であった(前年度  
2 万 4,724 円)。

#### ウ 糖化製品の生産及び価格の動向

##### (ア) 異性化糖

令和元でん粉年度における異性化糖の生産量は  
78 万 5,051 t (標準異性化糖ドライベース) であ  
り、価格は 1 kg 当たり 137.5 円(果糖 55%のもの、  
東京市中相場)であった。

##### (イ) ぶどう糖

令和元でん粉年度におけるぶどう糖の生産量は  
8 万 9,085 t (うち、規格ぶどう糖 5 万 7,901 t)  
であり、価格は 1 kg 当たり 180.3 円(含水結晶ぶ  
どう糖、東京市中相場)であった。

### (4) でん粉の価格調整

#### ア でん粉調整基準価格等

令和元でん粉年度に適用されるでん粉調整基準価  
格等については、価格調整法第 26 条第 1 項及び第  
31 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり定められ  
た。

・でん粉調整基準価格 t 当たり 16 万 1,010 円  
(令和元年 9 月 30 日農林水産省告示第 946 号)

・指定でん粉等調整率 4.354%  
(令和元年 9 月 30 日農林水産省告示第 946 号)

#### イ でん粉原料用いも交付金単価

価格調整法第 34 条第 2 項の規定に基づき、令和 2  
年産でん粉原料用ばれいしょ及びでん粉原料用かん  
しょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、次の  
とおり定められた。

・でん粉原料用ばれいしょ

t 当たり 1 万 3,220 円

※でん粉含有率が 19.7%のものについて適用

(令和元年 12 月 27 日農林水産省告示第 1713 号)

・でん粉原料用かんしょ

アリアケイモ、コガネセンガン、こないしん、  
コナホマレ、こなみずき、サツマアカ、サツマ  
スターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノ  
ユメ、ハイスターチ及びミナミユタカ

t 当たり 2 万 6,890 円

・その他の品種

t 当たり 2 万 4,230 円

(令和元年 12 月 27 日農林水産省告示第 1713 号)

#### ウ 国内産いもでん粉交付金単価

価格調整法第 36 条第 2 項の規定に基づき、令和元  
でん粉年度に適用される国内産いもでん粉交付金の  
単価は、次のとおり定められた。

・ばれいしょでん粉

t 当たり 2 万 0,774 円

・かんしょでん粉

t 当たり 3 万 7,759 円

(令和元年 9 月 30 日農林水産省告示第 947 号)

## 6 特産農産物の生産振興対策

いも類、そば、なたねにおいては地域農業において、  
極めて重要な位置を占める品目となっている。

一方、これらの品目は天候等の影響により作柄が不  
安定であったり、海外産品との競合等により需要が伸  
び悩んでいることから、産品の高付加価値化や需要動  
向に沿った計画的生産を推進し、戦略的に販売するこ  
とが課題となっている。

これらの品目にかかる具体的な生産動向及び振興対  
策は次のとおりである。

### (1) 特産農産物の生産動向

#### ア いも類

令和元年産かんしょの作付面積は、3 万 4,300ha  
(前年比 96.1%) となった。また、主産地の南九州に

において、サツマイモ基腐病がまん延したことから減収となり、10 a 当たり収量は、2,180kg(同 97.8%)、生産量は 74 万 8,700 t (同 94.0%)となり、平均収量比は 94.8%となった。

令和元年産ばれいしょの作付面積は、7 万 4,400ha(前年比 97.3%)となった。また、主産地である北海道が、生育期間全般において天候に恵まれ、いもの肥大が良好であったことなどから、10 a 当たり収量は 3,220kg(同 109.2%)、生産量は 239 万 9,000 t (同 106.2%)となり、平均収量比は 105.5%となった。

なお、地域別の生産量は、北海道産 189 万 t (同 108.5%)、都府県産 50 万 9,000 t (同 98.3%)となった。

イ そば及びなたね

令和元年産そばの作付面積は 6 万 5,400ha(前年比 102.3%)となった。また、主産地である北海道が好天に恵まれたため、10 a 当たり収量は 65kg(同 120.0%)と前年産を上回り、生産量は 4 万 2,600 t (同 146.9%)となった。なたねの作付面積は 1,900ha(同 99.0%)とわずかに減少したものの、主産地である北海道が好天に恵まれたため、10 a 当たり収量は 217kg(同 133.1%)、生産量は 4,130 t (同 132.4%)と前年産を上回った。

(2) 特産農産物振興対策

特産農産物の生産性及び品質の向上等を図るため、作業の省力化・外部化を図るための取組や、付加価値向上のための取組等を推進した。

ア いも類

かんしょ及びばれいしょの安定的な生産と供給体制の確立のため、持続的な生産システムの構築、消費者・実需者が望む品質への向上及び低コスト化を推進した。

また、かんしょについては、でん粉原料用の多収新品種への転換や生分解性マルチの導入を進めるとともに、サツマイモ基腐病の次年度への影響を最小限にする取組を支援した。ばれいしょについては、省力化・高品質化生産体系の確立及び需要の増加している加工食品用ばれいしょの増産を推進した。

イ そば及びなたね

そばについては、輸入品との差別化を図るため、ブランド産地の育成推進し、なたねについては、安定的な生産・供給に向けて、実需者と農業者との連携を推進した。

また、経営所得安定対策において、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)、水田活用の直接支払交付金

(産地交付金)を交付し、農業経営の安定と国内生産力の確保等を図った。

### 第3節 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

#### 1 食料・農業・農村政策審議会食糧部会

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成 6 年法律第 113 号)、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成 18 年法律第 88 号)及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成 21 年法律第 25 号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを所掌事務とする食糧部会が、食料・農業・農村政策審議会の下に設置されている。

(開催状況)

- 令和元年 7 月 31 日
  - ・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について
  - ・畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)における令和元年産の数量単価の改定について
- 11 月 20 日
  - ・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について
  - ・米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針の策定について
  - ・畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の数量単価等の改定について
- 12 月 20 日
  - ・畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の数量単価等の改定について
- 令和 2 年 3 月 31 日
  - ・麦の需給に関する見通しの策定について
  - ・米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針の策定について
  - ・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

(所属委員等)

(委員)

有田 芳子 | 主婦連合会 会長  
 ◎大橋 弘 | 東京大学公共政策大学院 教授

染谷 茂	株式会社柏染谷農場 代表取締役
宮島 香澄	日本テレビ放送網株式会社報道局 解説委員
(臨時委員)	
大桃 美代子	タレント、農政ジャーナリスト
長部 訓子	大関株式会社 代表取締役社長
加藤 絵美	株式会社カトウファーム 専務取締役、 農業女子プロジェクトメンバー
金井 健	全国農業協同組合中央会 常務理事
金戸 良彦	株式会社武蔵野 専務取締役
根本 勝則	一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事
平田 勝越	有限会社山形川西産直センター 代表取締役社長
藤尾 益雄	山形県農業法人協会 会長 株式会社神明ホールディングス 代 表取締役社長
真砂 靖	西村あさひ法律事務所 弁護士
山田 貴夫	株式会社日清製粉グループ本社 取 締役、常務執行役員 日清製粉株式会社 取締役社長

◎部会長  
(令和2年3月31日現在)

## 2 米の需給に関する動向

### (1) 国内需給(令和元/令和2年及び令和2/3年の需給見通し)

令和元年産米については、全国の作況が「平年並み」の99となり、水稻収穫量は777万tとなった。このうち主食用等に727万tが仕向けられるものと見込まれた。

これを踏まえ、令和元/2年(令和元年7月～令和2年6月)及び令和2/3年(令和2年7月～令和3年6月)の需給については、令和元年11月の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)において次のとおり見通した。

**表1** 令和元/2年及び令和2/3年の主食用米等の需給見通し

○令和元/2年の主食用米等の需給見通し

(単位:万t)

令和元年6月末民間在庫量	A	189
令和元年産主食用米等生産量	B	727
令和元/2年主食用米等供給量計	C=A+B	916
令和元/2年主食用米等需要量	D	727
令和2年6月末民間在庫量	E=C-D	189

○令和2/3年の主食用米等の需給見通し

(単位:万t)

令和2年6月末民間在庫量	A	189
令和2年産主食用米等生産量	B	708~717
令和2/3年主食用米等供給量計	C=A+B	897~906
令和2/3年主食用米等需要量	D	717
令和3年6月末民間在庫量	E=C-D	180~189

注:令和2年産米の生産量の考え方

令和2年産米における全国の実生産量は、令和3年6月末民間在庫量が安定供給を確保できる水準(180万t)から需要量の見通しと同水準までの9万tの幅をもって、708~717万tと設定。

### (2) 備蓄の運営

備蓄については、米穀の生産量の減少により、その供給が不足する事態に備えるため、6月末時点での在庫量100万t程度を適正水準としている。

なお、備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行した。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方

- ① 適正備蓄水準は100万t程度(6月末)
- ② 国内産米を一定期間(5年間程度)備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公平性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施する。また、「総合的なTPP等関連政策大綱」(平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定)に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(平成30年12月30日発効)に基づく豪州に対する国別枠の輸入量に相当する量の買入れを行う(上記に即して備蓄運営が行われれば、結果として基本的な買入数量が21万t程度となる。)
- ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売
- ⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定。

### (3) 国産米の流通

平成30年産については、水稻収穫量778万tのうち、市場流通量(農家消費等を除く。)が576万tとなっている。

この中で、生産者から農協等(農協・全集連系業者)へのうち米の出荷数量(317万t)のうち、全国出荷団体(全農・経済連、全集連)への販売委託数量につい



ては、224万tと29年産(239万t)と比べ15万t減少している。

また、農協等(農協・全集連系業者)の直販数量は93万tとなっており、29年産(96万t)に比べ3万t減少している。

なお、生産者の直販数量については、29年産と比べ25万t増加している。

#### (4) 外国産米

ミニマム・アクセス米については、国家貿易の下、基本的に政府が買い入れ、加工用を中心に販売し、販売残については、食糧援助用や飼料用に活用している。

ミニマム・アクセス米の在庫は導入後徐々に増加し、平成18年10月末には189万tに達したが、同年から飼料用への販売を開始したため、令和元年10月末で60万tとなっている。

第9章 政策 統括 官

表2 米の流通の状況(平成16～30年産米)(推計)

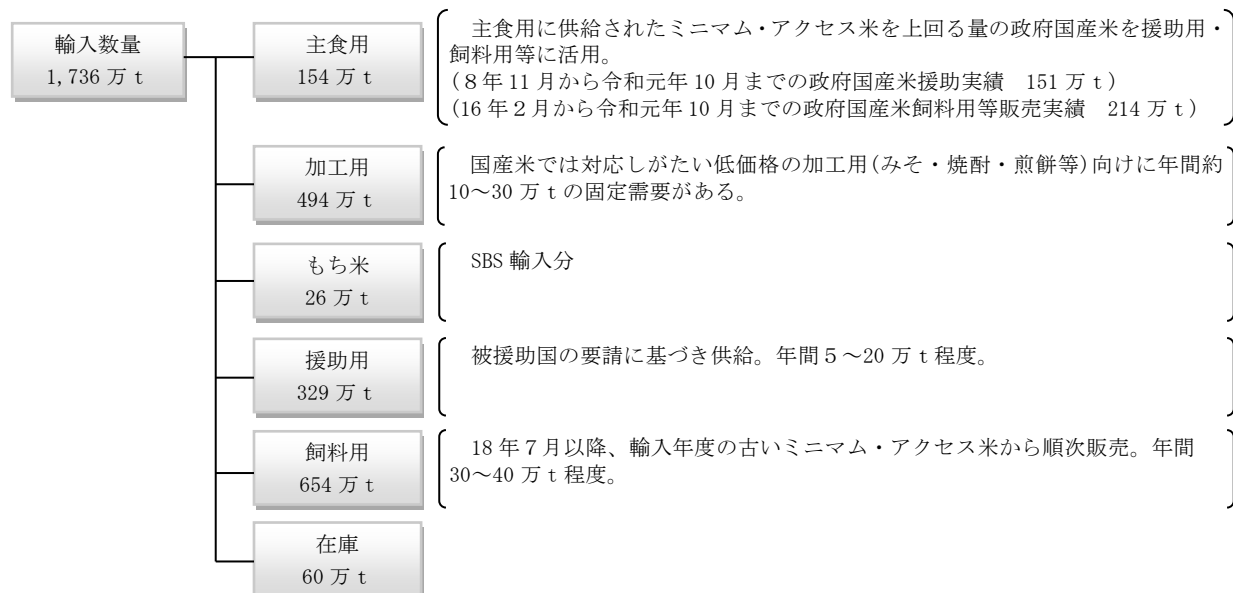
【生産段階】 (単位: 万t)

年産	生産量													
	出荷・販売		農家消費等		その他									
					加工用米等		もち米		減耗					
16	872	100.0%	636	72.9%	180	20.6%	56	6.4%	12	1.4%	27	3.1%	17	1.9%
17	906	100.0%	653	72.1%	183	20.2%	62	6.8%	13	1.4%	31	3.4%	18	2.0%
18	855	100.0%	631	73.8%	165	19.3%	59	6.9%	15	1.8%	27	3.2%	17	2.0%
19	871	100.0%	632	72.6%	174	20.0%	65	7.5%	17	2.0%	31	3.6%	17	2.0%
20	882	100.0%	636	72.1%	172	19.5%	64	7.3%	16	1.8%	30	3.4%	18	2.0%
21	847	100.0%	624	73.7%	161	19.0%	62	7.3%	16	1.9%	29	3.4%	17	2.0%
22	848	100.0%	594	70.0%	174	20.5%	71	8.3%	22	2.6%	32	3.8%	17	2.0%
23	840	100.0%	604	71.9%	170	20.2%	66	7.9%	16	2.0%	33	3.9%	17	2.0%
24	852	100.0%	616	72.3%	167	19.5%	69	8.1%	19	2.2%	33	3.9%	17	2.0%
25	860	100.0%	626	72.8%	165	19.2%	69	8.0%	21	2.4%	31	3.6%	17	2.0%
26	844	100.0%	616	73.1%	154	18.3%	73	8.7%	27	3.2%	30	3.5%	17	2.0%
27	799	100.0%	579	72.5%	146	18.3%	74	9.2%	25	3.1%	33	4.1%	16	2.0%
28	804	100.0%	582	72.4%	146	18.1%	76	9.5%	26	3.2%	34	4.3%	16	2.0%
29	782	100.0%	569	72.8%	139	17.7%	74	9.5%	26	3.3%	33	4.2%	16	2.0%
30	778	100.0%	576	74.0%	130	16.7%	73	9.3%	28	3.6%	29	3.7%	16	2.0%

【出荷・販売段階】 (単位: 万t)

年産	生産量															
	農協				全集連系業者				生産者直接販売等							
													販売委託		直販	
16	636	72.9%	390	44.7%	350	40.1%	40	4.6%	20	2.3%	7	0.8%	12	1.4%	226	25.9%
17	653	72.1%	405	44.7%	352	38.9%	53	5.8%	22	2.4%	8	0.9%	13	1.4%	226	24.9%
18	631	73.8%	384	44.9%	320	37.4%	64	7.5%	21	2.5%	9	1.1%	13	1.5%	227	26.5%
19	632	72.6%	378	43.4%	308	35.4%	70	8.0%	21	2.4%	9	1.0%	13	1.5%	232	26.6%
20	636	72.1%	390	44.2%	303	34.4%	87	9.9%	21	2.4%	8	0.9%	14	1.6%	224	25.4%
21	624	73.7%	372	43.9%	294	34.7%	78	9.2%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	230	27.2%
22	594	70.0%	369	43.5%	285	33.6%	84	9.9%	21	2.5%	6	0.7%	15	1.8%	203	24.0%
23	604	71.9%	351	41.8%	266	31.7%	85	10.1%	21	2.5%	6	0.8%	15	1.8%	232	27.6%
24	616	72.3%	352	41.3%	273	32.1%	79	9.3%	21	2.4%	6	0.7%	15	1.8%	243	28.6%
25	626	72.8%	373	43.4%	293	34.0%	81	9.4%	22	2.6%	7	0.8%	15	1.8%	231	26.8%
26	616	73.1%	369	43.7%	285	33.8%	84	10.0%	24	2.8%	9	1.0%	15	1.8%	223	26.5%
27	579	72.5%	344	43.1%	258	32.3%	86	10.7%	22	2.7%	7	0.9%	14	1.8%	213	26.7%
28	582	72.4%	338	42.1%	252	31.3%	86	10.8%	22	2.7%	6	0.8%	16	1.9%	222	27.6%
29	569	72.8%	315	40.3%	234	29.9%	81	10.4%	20	2.6%	5	0.7%	15	1.9%	234	29.9%
30	576	74.0%	298	38.3%	219	28.1%	80	10.2%	19	2.4%	5	0.6%	13	1.7%	259	33.3%

ミニマム・アクセス米の販売状況(平成7年4月～令和元年10月末)



### 3 令和元年産米をめぐる状況

#### (1) 令和元年産米の需給調整の取組状況

令和元年産の全国の主食用米の作付面積は、都道府県ごとの増減があるものの、前年産(138.6万ha)から0.7万ha減少し、137.9万haとなった。

また、戦略作物等については、備蓄米の作付面積が増加する一方、加工用米及び飼料用米が減少し、その他の戦略作物については、総じて前年並みとなった。

表3 平成30年、令和元年産の戦略作物等の作付状況

(単位：万ha)

	主食用米	備蓄米	戦略作物							
			加工用米	新規需要米				麦	大豆	その他
				飼料用米	WS C	米粉用米	新市場開拓用米			
30年産	138.6	2.2	5.1	8.0	4.3	0.5	0.4	9.7	8.6	10.2
元年産	137.9	3.3	4.7	7.3	4.2	0.5	0.4	9.7	8.6	10.2
差(元-30)	▲0.7	1.1	▲0.4	▲0.7	▲0.1	0	0	0	0	0

注1：ラウンドにより差が異なる場合がある。

注2：加工用米及び新規需要米は取組計画の認定面積

注3：備蓄米は地域農業再生協議会が把握した面積

注4：その他は、飼料作物、そば・なたね等

注5：麦・大豆・その他(基幹作のみ)は、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積

#### (2) 米穀周年供給・需要拡大支援事業の実施状況

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備するため、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用などの他用途への販売を行う取組等を支援した。

令和元年度では、23道県の24事業者において事業が活用された。

表4 平成30年産、令和元年産の戦略作物等の作付状況

(単位：万ha)

	戦略作物等				
	麦	飼料用米	大豆	WCS	その他
30年産	9.7	8.0	8.8	4.3	18.4
元年産	9.7	7.3	8.6	4.2	19.1
差(元-30)	+0.1	▲0.7	▲0.2	▲0.0	+0.7

注1：ラウンドの関係で差が一致しない場合がある。

注2：地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積もしくは取組計画の認定面積。

注3：「その他」の内訳は、加工用米、米粉用米、備蓄米、輸出用米、飼料作物、そば・なたね等

注4：加工用米及び新規需要米は取組計画の認定面積

#### (3) 生産製造連携事業計画の認定状況

新用途米穀(米粉用米・飼料用米)の生産者は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づき、新用途米穀加工品(米粉・飼料)の製造事業者等と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の行程の総合的な改善を図るための計画(生産製造連携事業計画)を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

この制度により、令和元年度までに52件の生産製造連携事業計画が認定されている。

### 4 米穀の出荷又は販売の事業の届出

平成16年4月1日の改正食糧法の施行により、従来の計画流通制度(米穀の出荷取扱業及び販売業の登録制度等)が廃止され、平常時においては米の流通関係者の主体性を重視する観点から、流通の統制は行わないこととされた。

他方、米不足等の緊急時に的確に対応するため、平常時から流通業者の確実な把握等を行い、緊急時において適切な命令が発動できるよう、米穀の出荷又は販売の事業を行う者(事業規模が20精米t以上の者)に対し、農林水産大臣への届出が義務付けられている。

表5 米穀の出荷又は販売の事業の届出者数  
(令和2年3月末日現在)

都道府県	届出事業者数	都道府県	届出事業者数
北海道	2,787	滋賀	851
青森	671	京都	1,871
岩手	1,254	大阪	6,292
宮城	1,471	兵庫	4,118
秋田	934	奈良	1,122
山形	1,099	和歌山	944
福島	1,804	鳥取	190
茨城	1,597	島根	514
栃木	1,148	岡山	867
群馬	1,139	広島	1,832
埼玉	2,681	山口	743
千葉	2,869	徳島	690
東京	6,222	香川	597
神奈川	3,298	愛媛	674
新潟	2,484	高知	456
富山	545	福岡	2,049
石川	886	佐賀	323
福井	646	長崎	1,181
山梨	827	熊本	1,001
長野	1,395	大分	708
岐阜	933	宮崎	556
静岡	1,791	鹿児島	855
愛知	2,561	沖縄	389
三重	830	計	70,695

注：届出事業者数とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条の規定に基づき出荷又は販売の事業の届出を行っている者である。

## 5 米の消費拡大

令和元年度における米の消費拡大については、食品産業等と連携し、我が国で100%自給可能な米を中心とした日本型食生活の実践を推進し、新たなビジネスの展開、創出を通じた消費拡大を図るため、次の事業を実施した。

- ① 主食用米の消費の約3割を占め、その割合が増加している中食・外食等で使用される業務用に仕向けられる米の安定取引の推進の取組を実施。
- ② 新たな米需要の創出のため新たな技術やノウハウを活用した米の新商品・サービスの開発・提供に向けた取組に対する情報を発信。
- ③ 米の新用途として期待される米粉の需要拡大のため、「ノングルテン米粉第三者認証制度」や、ノン

グルテン米粉を使用した加工食品を登録し「ノングルテン米粉使用マーク」を付与する仕組みを開始するとともに、米粉製品の製造施設整備への支援や、新商品開発等に対する支援を実施。

## 6 学校給食

### (1) 学校給食実施状況

学校給食は、学校給食法に基づき、小学校、中学校、夜間定時制高校及び特別支援学校を対象に実施されており、パン又は米飯とミルク及びおかずを供する「完全給食」と、ミルク及びおかず等を供する「補食給食」、ミルクのみを供する「ミルク給食」の三つの型がある。

平成30年5月現在における学校給食の実施状況は、表6のとおりである。

表6 学校給食実施状況

区分	(単位：校、千人)	
	学校数	児童・生徒数
完全給食	29,553	9,107
補食給食	177	18
ミルク給食	362	128
計	30,092	9,253
未実施	1,525	699
総計	31,617	9,952

### (2) 米飯学校給食実施状況

学校給食において米飯給食の普及・定着を図っていくことは、食習慣形成の重要な時期に当たる児童・生徒に米を中心とする日本型食生活を継承していくだけでなく、米の消費拡大を図る上で重要な役割を果たしていることから、米飯学校給食の回数増加に向けた取組を行った。

平成30年度においては、学校給食用に備蓄米の無償交付を行うなど、引き続き米飯学校給食を積極的に推進した。

なお、米飯学校給食の実施状況は、平成30年5月現在では、

- ① 米飯学校給食実施校は、完全給食実施校の100%
- ② 対象児童・生徒数の比率は、100%(昭和51年5月30.3%)
- ③ 週平均実施回数3.5回(昭和51年5月0.6回)
- ④ 週3回以上実施している学校は、米飯学校給食実施校の97.1%(昭和51年5月7.0%)となり、着実に普及している。

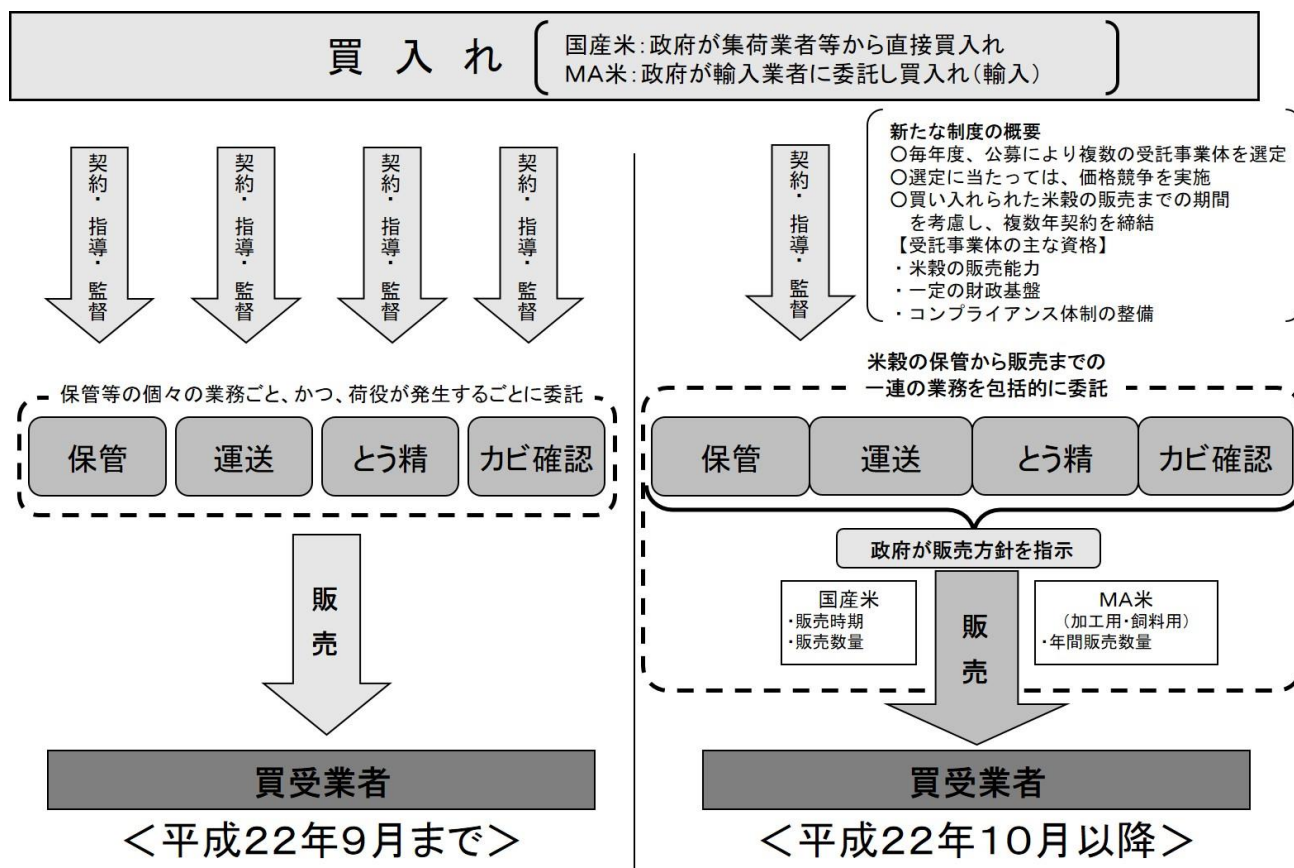
## 7 政府所有米穀の販売等業務の概要

平成22年10月から、政府所有米穀の販売・保管・運送業務について、米穀の販売等の経験がある複数の民間事業体を競争により選定し、従来個別に民間委託（昭和51年5月36.2%）

していた販売・保管・運送等の一連の業務を包括的に委託する方式に移行した。

国は、販売等に関する基本的な方針（用途、販売数量等）を定めるとともに、品質管理等の実施状況について指導・監督を行っている（参考1）。

### 参考1 政府所有米穀の売買・管理業務



## 第4節 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

### 1 麦類の需給

#### (1) 麦の需給に関する見通し(需給計画)

麦の需給に関する見通し(食糧用麦の需給計画)は、食糧法に基づき、国内産麦では量的又は質的に満たせない需要分について、国家貿易により外国産麦を計画的に輸入することを基本として策定することとしている。

また、令和2年度の麦の需給に関する見通しは、2年3月に食料・農業・農村政策審議会食糧部会の

審議を踏まえ、以下のとおり決定、公表したところである。

#### ア 総需要量

2年度の小麦の総需要量は、過去7か年(平成25年度から令和元年度まで)の平均総需要量である580万tと見込んだ。

また、大・はだか麦は、過去7か年の平均総需要量に、近年のはだか麦の輸入量増加を勘案し、35万tと見込んだ。

#### イ 国内産麦流通量

2年度の国内産麦流通量は、令和2年産麦の作付予定面積に10a当たりの平均収量を乗じ、さらに食糧用供給割合を乗じて得た令和2年産麦の供給量に、年度内供給比率を乗じ、さらに令和元年

産麦の在庫量を加え、小麦 91 t、大・はだか麦 13 万 t と見込んだ。

ウ 外国産麦の需要量

2 年度の外国産麦の需要量は、総需要量から国内産麦流通量(小麦にあつては、国内産麦流通量及び米粉用国内産米流通量)を差し引き、小麦 486 万 t、大・はだか麦 22 万 t と見込んだ。

エ 外国産小麦備蓄目標数量

現在、不測の事態に備え、国全体で外国産食糧用小麦の需要量の 2.3 か月分の備蓄を行っている。

2 年度の備蓄目標は、93 万 t とした。

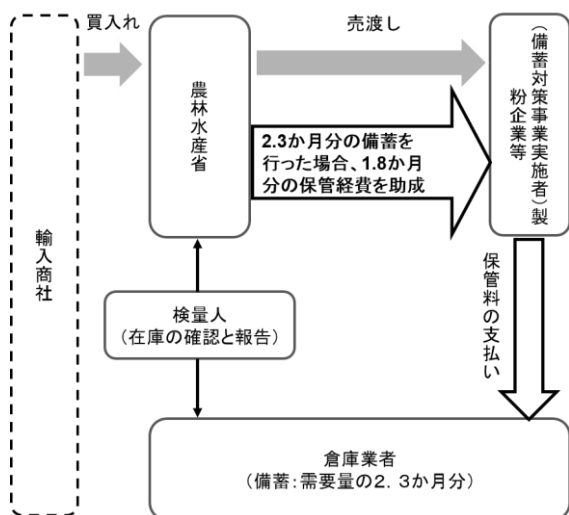
なお、民間の実需者が 2.3 か月分を備蓄する場合、そのうち 1.8 か月分については、国が保管料を助成することとしている。(参考 2)

オ 外国産麦輸入量

2 年度の外国産食糧用小麦の輸入量は、外国産食糧用小麦の需要量に備蓄数量の増減分を加えた 483 万 t と見込んだ。また、大・はだか麦については、外国産食糧用大・はだか麦の需要量と同量の 22 万 t と見込んだ。

参考 2 食糧麦備蓄対策事業の助成のスキーム

- ・ 国は、製粉企業等が 2.3 か月分の備蓄を行った場合に、1.8 か月分の保管経費を助成する。
- ・ 不測の事態が生じた場合には、国は、製粉企業等に対して備蓄する小麦の取崩し等の指示を行う。



(2) 外国産麦類需給実績

令和元年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア 輸入量

外国産麦の輸入量は、小麦 472 万 7 千 t、大・はだか麦 25 万 t となり、当初計画に比べ、小麦は 31 万 6 千 t 減少し、大・はだか麦は 6 千 t 減少した。

イ 需要量

(7) 外国産小麦の需要量は、主食用(製粉用)は 464 万 4 千 t、固有用途用(しょう油用等)は 8 万 3 千 t となり、当初計画に比べ、主食用は 28 万 8 千 t 減少、固有用途用は 2 万 8 千 t 減少し、合計で 472 万 7 千 t となった。

(4) 外国産大・はだか麦の需要量は、主食用(精麦用)は 14 万 9 千 t、固有用途用(麦茶用、ビール用)は 10 万 1 千 t となり、当初計画に比べ、主食用は 2 万 3 千 t 減少、固有用途用は 1 万 7 千 t 増加し、合計で 25 万 t となった。

2 輸入小麦の政府売渡価格

(1) 輸入小麦の政府売渡価格の算定方法

輸入小麦の政府売渡価格は、過去の一定期間における輸入価格の平均値に、マークアップを上乗せした価格で売り渡す相場連動制となっている。その価格改定ルールは、

- ア 現在年 2 回の価格改定(4 月期、10 月期)
- イ 平均買付価格の算定期間は直近 6 か月間となっている。

(2) 令和元年 10 月期、2 年 4 月期の政府売渡価格

元年 10 月期の政府売渡価格は、価格改定ルールに基づき、直近 6 か月間(平成 31 年 3 月第 2 週～令和元年 9 月第 1 週)の平均買付価格をもとに算定し、主要 5 銘柄平均で 8.7% の引下げとなった。

また、2 年 4 月期の政府売渡価格は、直近 6 か月間(令和元年 9 月第 2 週～令和 2 年 3 月第 1 週)の平均買付価格をもとに算定し、主要 5 銘柄平均で 3.1% の引上げとなった(参考 3)。

参考 3 輸入小麦の政府売渡価格

(単位: 円/ t (税込み))

	29 年 10 月～	30 年 4 月～	30 年 10 月～	31 年 4 月～	元年 10 月～	2 年 4 月～
5 銘柄加重 平均価格 (対前期比改定率)	52,510 (+3.6%)	54,370 (+3.5%)	55,560 (+2.2%)	54,630 (▲1.7%)	49,890 (▲8.7%)	51,420 (+3.1%)

(3) 小麦粉価格への影響

元年10月期の政府売渡価格の改定を受けて、大手製粉各社は1月上旬以降の出荷分について▲30～▲130円/25kgの小麦粉価格の改定を実施した。また、2年4月期の政府売渡価格の改定を受けて、大手製粉各社は6月中旬以降の出荷分について+55～+75円/25kgの小麦粉価格の改定を実施した。

(4) 麦関係収支の動向

30年度は、輸入麦の売買により712億円の売買差益が徴収され、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第130条の規定に基づき、国内産麦の生産振興費の財源の一部として農業経営安定勘定に繰り入れられた。一方、30年産の国内産麦の生産量は、主産地の北海道での低温等の影響により29年産と比較して減少し、生産振興費の支出は976億円となった。

3 国内産麦の民間流通

(1) 令和元年産麦

令和元年産麦の民間流通数量は、小麦96万7千t、小粒大麦4万8千t、大粒大麦7万8千t、はだか麦1万5千tとなっている。

(2) 令和2年産麦

ア 基本事項の決定等

令和2年産麦の民間流通の仕組みについては、令和元年5月22日に「第44回民間流通連絡協議会」が開催され、協議・決定された。

令和2年産の入札価格の値幅制限については、小麦、大麦及びはだか麦で±10%となり、前年産と同様となった。

また、令和2年産麦の播種前契約の基本となる販売予定数量、購入希望数量は、令和元年8月27日に開催された「第158回民間流通連絡協議会作業チーム」において提示された。(表7)

表7 令和2年産麦の販売予定数量及び購入希望数量  
(単位：千t)

麦種	販売予定数量	購入希望数量
小麦	809	880
小粒大麦	43	57
大粒大麦	66	49
はだか麦	11	17
計	929	1,003

イ 令和2年産麦の入札の実施

令和2年産麦の入札は、(一社)全国米麦改良協会を実施主体として、令和元年9月11日に第1回、9月25日に第2回、10月16日に再入札が実施された。

令和2年産小麦の落札加重平均価格については、前年産に比べ105.4%となった。その他の麦種については、小粒大麦は前年産に比べ100.2%、大粒大麦は前年産に比べ86.6%、はだか麦は前年産に比べ91.6%となった。(表8-1及び2)

表8-1 令和2年産麦入札結果の概要

○ 指標価格(全銘柄落札加重平均価格)

(単位：円/t(税抜き))

麦種	R1年産	R2年産	対前年産比(%)
小麦	57,143	60,253	105.4%
小粒大麦	43,111	43,213	100.2%
大粒大麦	43,447	37,636	86.6%
はだか麦	47,053	43,085	91.6%

注：小麦の実際の取引価格は、基準となる落札価格に輸入麦の政府売渡価格の改定による変動率を乗じて確定する。

○ 麦種別の落札状況

(単位：t)

	小麦	小粒大麦	大粒大麦	はだか麦
上場数量	207,010	11,130	10,070	2,140
落札数量	200,480	11,040	3,930	1,980
落札率	96.8%	99.2%	39.0%	92.5%

表8-2 令和2年産麦入札の指標価格の動向

(単位：銘柄数)

麦種	基準価格対比			
	上回る	同価格	下回る	計
小麦	9	0	14	23
小粒大麦	4	5	4	13
大粒大麦	2	0	3	5
はだか麦	0	0	3	3

4 外国産麦類の販売実績

(1) 外国産小麦(製粉用)の販売実績

令和元年度の製粉用の販売量は、464万4千tと前年度に比べ、16万4千tの減少となった。

○ 種類別の内訳

ソフト系 ＜薄力系＞	146万7千t [31.6%] (うちSBS11万4千t)
セミハード系 ＜準強力系＞	77万3千t [16.6%](うち SBS5万8千t)
ハード系 ＜強力系＞	240万4千t [51.8%] (うちSBS45万9千t)

○ 産地国別の内訳

アメリカ産	212万2千t [45.7%]
WW	65万3千t (うちSBS3万6千t)
SH	77万3千t (うちSBS5万8千t)
DNS	68万7千t (うちSBS5万2千t)
その他	9千t (うちSBS9千t)
カナダ産	166万5千t [35.9%]
CW	148万4千t (うちSBS17万3千t)
DRM	17万8千t (うちSBS17万8千t)
その他	3千t (うちSBS3千t)
オーストラリア産	85万1千t [18.3%]
ASW	80万7千t (うちSBS7万1千t)
PH	4万4千t (うちSBS4万4千t)
その他	0千t (うちSBS0千t)
フランス産	6千t [0.1%] (うちSBS6千t)

(2) 外国産小麦(固有用途用)の販売実績

固有用途用の販売量は、しょうゆ用等として8万3千tと前年度同となった。

(3) 外国産大・はだか麦の販売実績

精麦用の販売量は、14万9千t(全てSBS)と前年度に比べ3万6千tの減少となった。

固有用途用の販売量は、麦茶、ビール用等として10万1千t(全てSBS)と前年度に比べ7千tの増加となった。

## 第5節 食糧の輸入及び国際関係

### 1 概 況

#### (1) 米 穀

米については、ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき、基準期間(昭和61年～63年)の国内消費の一定割合に該当する外国産米をミニマム・アクセス米として輸入を行っている。平成11年4月には、輸入数量制限措置から関税措置へ切り換えた。

なお、ミニマム・アクセス数量は、12年度以降、

77万玄米tとなっている。

#### (2) 麦 類

小麦及び大麦については、ウルグアイ・ラウンド農業合意により、それまでの輸入割当制度(IQ)から、平成7年に関税措置へ切替えた。

外国産麦については、国内産麦で不足するもの及び品質的に国内産麦が使用できないものについて輸入することを原則としている。

なお、カレント・アクセス数量は12年度以降、小麦574万t、大麦136万9千tとなっている。

## 2 米穀の輸入状況と海外の動向

### (1) 輸 入 状 況

令和元年における米穀の輸入数量(通関統計ベース(暦年))は67万8,604tであった。国内別内訳は、アメリカ34万2,743t、タイ26万6,553t、中国4万9,349t、オーストラリア1万6,889t、その他3,070tとなっている。

### (2) 米穀の国際需給と価格動向

#### ア 国際需給

2019/20年度の生産量は、タイで減産するものの、インドで増加することから、前年度並みの、499.3百万tとなる見込みである。

2019/20年度の貿易量(輸出量)は、中国、ベトナム等で増加することから前年度から増加(1.9%)し、44.3百万tとなる見込みである。

#### イ 価格動向

米の国際取引の指標価格となるタイ国家貿易取引委員会公表価格のタイ国産うるち精米長粒種(100%2等相当)のFOB価格(輸出価格)は、2019年4月中旬以降、タイの旧正月の祝日(ソンクラーン)による市場の閉鎖及び、5月上旬から始まるラマダン休暇前にアフリカ諸国が必要量をすでに確保し取引が低調となったことから値を下げ、420ドル/t台前半で推移。5月以降、より安価なベトナム産の新米の国際市場での出回り等により、タイ産米への需要が減退したものの、主にタイバーツ為替変動の影響から420～440ドル/tで値が上下。7月中旬以降は、タイでの長期的な降雨不足による干ばつ懸念とバーツ高の影響から値を上げ、8月下旬には440ドル/t台後半で推移したものの、インド、ベトナム産米に比べ、割高なタイ産米は、アフリカ諸国からの輸入需要に乏しいことから10月下旬には440ドル/t台前半に値を下げた。その後も輸入需要が回復せず、430



ドル/t 台後半で推移したものの、12月中旬以降、乾季米の生産減予想から大幅に値を上げ、12月下旬には460ドル/t 前半となった。

さらに2020年1月以降、タイ北部での降雨不足による乾季米の減産により、1月下旬には470ドル/t 台半ばまで価格が上昇。2月に入り、一旦460ドル/t 台前半まで値を下げたものの、アフリカ等の輸入需要が高いことから470ドル/t 前後まで値を上げた。タイ北部での降雨不足による乾季米の減産に加え、ベトナムの輸出枠の設定等から値を上げ、3月下旬時点での価格は510ドル/t 台後半となった。

### 3 麦類の輸入状況と海外の動向

#### (1) 輸入状況

##### ア 小麦

令和元年における小麦の輸入量(通関統計ベース)は、533万1千tで、このうち食糧用の輸入量は505万7千t、飼料用は27万4千tであった。国別で見ると、米国252万1千t、カナダ183万2千t、オーストラリア88万9千t、その他8万9千tとなっている。

##### イ 大麦

令和元年における大麦の輸入量(通関統計ベース)は、114万8千tで、このうち食糧用の輸入量は25万4千t、飼料用は89万4千tであった。国別で見ると、オーストラリア62万1千t、カナダ31万6千t、ドイツ9万8千t、ルーマニア7万5千t、その他3万8千tとなっている。

#### (2) 麦類の国際需給と価格動向

##### ア 小麦

###### (ア) 国際需給

2019/20年度の世界全体の生産量は、干ばつの影響を受けたオーストラリアで減少したものの、アメリカ、EU、ロシア、ウクライナで増加したことから、前年度より増加(4.6%)し、764.5百万tとなる見込みである。

輸出量は、ロシア、トルコ等で減少したものの、アメリカ、EU等で増加したことから、世界全体では前年度より増加(10.3%)し、191.5百万tとなる見込みである。

###### (イ) 価格動向(すべて1ブッシェル当たり単価)

小麦の国際価格(シカゴ相場)は、2019年7月以降、米国産冬小麦の収穫進展等により8月下旬には4ドル台半ばまで下落したが、その後は、

オーストラリア及びアルゼンチン産小麦の作柄懸念等から5ドル台半ばまで堅調に推移した。2020年1月に入り5ドル台後半まで上昇したものの、世界的な豊作見通しから3月半ばには5ドル前後に下落したが、3月後半にかけ、新型コロナウイルス感染拡大の中、ロシアの輸出枠設定等により5ドル台後半まで上昇した。

##### イ 大麦

2019/20年度の生産量は、アルゼンチン等で減少したものの、EU、ロシア、オーストラリア、ウクライナ等で増加したことから、世界全体では前年度より増加(12.2%)し、156.4百万tとなる見込みである。

輸出量は、オーストラリア、ロシア、アルゼンチン等で減少したものの、EU、カナダ、ウクライナ等で増加したことから、世界全体では前年度より増加(11.6%)し、27.4百万tとなる見込みである。

### 4 政府米を利用した食糧援助

政府米を利用した食糧援助については、被援助国等からの要請を踏まえ、WTO協定等国际ルールとの整合性、財政負担等に留意し、適切に実施することとしている。

令和元年度においては、アフリカを中心とし、KR食糧援助等として、21か国に対し約8万tの食糧援助を行った。

## 第6節 農産物検査制度

### 1 概況

農産物検査は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とした農産物検査法(昭和26年法律第144号)に基づいて行われている。

平成12年度まで食糧事務所(農産物検査官)が一元的に農産物検査を実施してきた(いわゆる国営検査)が、農産物検査の実施主体を民間の登録検査機関による検査へ移行することとなり、平成13年4月から5年間の移行期間を経て、平成18年4月から検査は全て民間の登録検査機関により実施されているところである。

また、平成26年に成立した第4次一括法(地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図る

ための関係法律の整備に関する法律)において、登録検査機関のうち、その業務が一の都道府県の区域内に留まる登録検査機関(以下「地域登録検査機関」という。)については、平成28年4月1日から登録及び指導監督等の事務を農林水産大臣から都道府県知事に移譲されたところである。

なお、農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)等に基づき、農産物規格・検査の見直しについては、平成31年3月に「農産物規格・検査に関する懇談会」における中間論点整理を踏まえ、令和元年5月から穀粒判別器の測定精度や効率的な検査方法等を検討するため「穀粒判別器に関する検討チーム」や、令和元年10月から農産物検査規格項目の見直しを検討するため「農産物検査規格検討会」を開催し、

- ・検査場所の緩和 (令和元年7月省令改正)
- ・検査試料抽出の効率化(令和元年7月告示改正)
- ・検査事務の効率化

(令和元年7月省令・告示改正)

- ・穀粒判別器の活用 (令和元年11月告示改正)
- ・異種穀粒規格の簡素化(令和2年3月告示改正)
- ・推奨フレコンの規格設定

(令和2年3月とりまとめ)

を順次実施。これらを見直しにより、農産物検査の合理化や農業者負担の軽減に取り組んできたところである。

#### (1) 登録検査機関の登録状況

登録検査機関の登録状況は、令和元年度末現在で、国内産農産物で1,739機関(うち、地域登録検査機関1,503機関)、外国産農産物で3機関、成分検査で7機関が登録され、国内産農産物で19,403人の農産物検査員が登録されているところである。

#### (2) 登録検査機関による検査

農産物検査については、生産者、流通業者等の関係者から検査の信頼性確保、公正かつ的確な検査の実施及び適切な検査証明が強く求められていることから、登録検査機関においては、検査体制の確立、農産物検査員の資質の向上が求められている。

このため、国及び都道府県は、登録検査機関の適正な業務運営の確保、農産物検査員の検査技術の維持・向上等を図る観点から、以下のとおり、登録検査機関に対する指導・監督を実施している。

また、「農産物規格・検査に関する懇談会」における中間論点整理を踏まえ、検査精度向上研修の内容の充実及び業務改善研修を創設したところである。

ア 適正な業務運営の確保(地方農政局及び都道府県)  
登録検査機関の適正な農産物検査業務の実施を確認するため、管轄する区域の登録検査機関に対して、巡回立入調査等を実施している。

また、行政処分又は文書指導を受けた事案に関わった農産物検査員を直接指導する業務改善研修を実施することにより、法令順守、検査技術の維持・向上を図っている。

イ 検査精度向上(地方農政局)

登録検査機関の指導的農産物検査員等を対象とした検査精度向上研修を開催し、法令等基本知識及び法令違反事例の周知をはじめ、検査技術の指導、検査格付けの「鑑定眼」の統一を図っている。

## 2 国内産農産物の検査

産地品種銘柄に係る農産物検査は、出回りが少量の品種についても設定できる仕組みの構築、農産物検査員の負担の軽減等の要望を踏まえ平成21年産より産地品種銘柄を必須銘柄(すべての登録検査機関が検査義務を負う銘柄)と選択銘柄(登録検査機関が検査を行う銘柄を選択する銘柄)に区分する産地品種銘柄の選択制を導入した。

### (1) 米の検査

ア 検査実績

令和元年産米の令和2年3月末日現在の種類別検査実績は、表9のとおりであり、水稲うるち玄米の地域別検査実績は表10のとおりである。

水稲うるち玄米の検査数量は449万1千tで、30年産に比べて16万7千t(30年産同期432万4千t)増加した。

イ 品質概況

元年産水稲うるち玄米の1等比率は73.0%(30年産同期80.5%)となった。2等以下の主な格付け理由は形質と着色粒によるものである。

ウ 産地品種銘柄の概況

元年産水稲うるち玄米の品種別検査実績は、表11のとおりである。

元年産水稲うるち玄米の産地品種銘柄は、46道府県、必須銘柄259銘柄、選択銘柄565銘柄の合計824銘柄である。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、132万3千t(30年産同期134万3千t)で29.5%を占

第9章 政策統括官

めており、2位はひとめぼれ、3位はあきたこまちとなった。

表9 令和元年産米種類別検査実績(令和2年3月末日現在)

種 類	検査数量(t)	等級比率(%)						
		特上	特等	1等(合格)	2等	3等	規格外	
玄	合 計	5,079,762	0.0	0.4	73.8	21.2	2.9	1.7
	水稲うるち	4,491,055	-	-	73.0	22.3	3.0	1.7
	水稲もち	167,492	-	-	55.0	36.7	4.4	3.9
	醸造用	94,207	1.2	18.9	58.6	13.0	5.3	3.1
	陸稲うるち	-	-	-	-	-	-	-
	陸稲もち	22	-	-	17.4	34.6	36.9	11.1
米	飼料用	326,986	-	-	100.0	-	-	0.0
も	合 計	100,128	-	-	99.9	-	-	0.1
	普通	8,812	-	-	98.5	-	-	1.5
	種子	35,242	-	-	100.0	-	-	-
	飼料用	56,074	-	-	100.0	-	-	0.0
精	合 計	-	-	-	-	-	-	

注1：飼料用玄米及びもみの等級比率は、合格の比率である。

注2：ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

表10 令和元年産水稲うるち玄米地域別検査実績(令和2年3月末日現在)

地 域	検査数量(t)	等級比率(%)			
		1等	2等	3等	規格外
北海道	456,927	89.4	5.1	0.9	4.5
東北	1,523,454	86.1	12.0	0.9	1.0
関東	771,690	86.0	11.9	1.6	0.5
北陸	771,132	55.7	37.6	4.9	1.8
東海	166,877	50.2	42.4	6.7	0.8
近畿	184,434	57.0	37.7	4.7	0.6
中国四国	310,405	59.5	35.3	4.3	1.0
九州	304,625	28.9	53.3	11.8	5.9
沖縄	1,512	53.8	23.5	15.6	7.1
合 計	4,491,055	73.0	22.3	3.0	1.7

注：ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

表11 令和元年産水稲うるち玄米品種別検査実績  
(令和2年3月末日現在)

順位	品種	検査数量(t)	割合(%)
1	コシヒカリ	1,323,775	29.5
2	ひとめぼれ	414,117	9.2
3	あきたこまち	410,119	9.1
4	ななつぼし	219,110	4.9
5	はえぬき	169,432	3.8
6	まっしぐら	163,860	3.6
7	ヒノヒカリ	161,129	3.6
8	ゆめびりか	108,276	2.4
9	こしいぶき	96,486	2.1

10	あさひの夢	75,146	1.7
上位10品種の合計		3,141,451	69.9
水稲うるち玄米総合計		4,491,055	

注：ラウンドの関係で品種別検査数量及び割合の計が合計とならないことがある。

(2) 麦の検査

ア 検査実績

令和元年産麦の種類別検査実績は、表12のとおりである。

イ 品質概況

(ア) 普通小麦

1等比率は89.2%(30年産76.1%。以下同じ)となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(イ) 普通小粒大麦

1等比率は72.6%(69.6%)となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(ウ) 普通大粒大麦

1等比率は82.0%(78.3%)となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(エ) 普通裸麦

1等比率は81.2%(71.3%)となった。2等以下の主な格付け理由は、形質と整粒不足によるものである。

(オ) ビール大麦

上位等級比率(1等+2等)は98.7%(98.5%)となった。等外上の主な格付け理由は、形質によるものである。

表12 令和元年産麦種類別検査実績(最終)

種 類	検査数量(t)	等 級 比 率(%)			
		1等(合格)	2等	等外上	規格外
普通小麦	1,071,536	89.2	5.5	-	5.3
普通小粒大麦	53,927	72.6	18.4	-	9.0
普通大粒大麦	93,927	82.0	3.4	-	14.6
普通裸麦	20,146	81.2	14.9	-	3.8
ビール大麦	50,802	0.4	98.3	1.4	-
種子用麦	9,810	100.0	-	-	-
合 計	1,300,149				

注1：種子用麦の等級比率は、合格の比率である。

注2：ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

(3) その他の農産物の検査

ア 検査実績

農産物検査法施行令(平成7年政令第357号)に定められた米麦以外の農産物の令和元年度検査実績は次のとおりである。

品 目	検査実施地域	検査数量(t)
大豆	(北海道ほか1都2府41県)	198,828
一般小豆	(北海道)	16,257
普通いんげん	(北海道)	1,113
そば	(北海道ほか1府41県)	38,839
かんしょでん粉(鹿児島県)		17,772

イ 品質概況

- (ア) 普通大豆の1等比率は26.1%となった。
- (イ) 一般小豆の1等比率は0.4%となった。
- (ウ) 普通いんげんは全量2等となった。
- (エ) 普通そばの1等比率は73.1%となった。
- (オ) かんしょでん粉は全量1等となった。

3 外国産農産物の検査

令和元年度における外国産農産物の検査実績は次のとおりである。

(1) 米穀

(単位：t、%)

産地	玄米	精米	砕精米	計	国別比率
アメリカ	1,127	309,958	18,219	329,304	(44.9)
タイ	-	321,267	3,303	324,570	(44.2)
中国	374	64,129	725	65,228	(8.9)
オーストラリア	4,197	6,632	263	11,092	(1.5)
パキスタン	-	1,320	-	1,320	(0.2)
台湾	1,141	-	-	1,141	(0.2)
インド	-	941	-	941	(0.1)
アルゼンチン	-	172	96	268	(0.0)
イタリア	-	153	-	153	(0.0)
用途別比率	(0.9)	(96.0)	(3.1)	(100.0)	
計	6,839	704,572	22,605	734,016	(100.0)

注：形態とは玄米・精米・砕精米の輸入形態のことである。  
ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

## (2) 小麦

(単位：千t、%)

産地	食糧用	飼料用	計	国別比率
アメリカ	2,824	-	2,824	(46.5)
カナダ	2,217	-	2,217	(36.5)
オーストラリア	1,027	-	1,027	(16.9)
フランス	6	-	6	(0.1)
計	6,074	-	6,074	(100.0)
用途別比率	(100.0)	(-)	(100.0)	

注：ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

## (3) 大麦・裸麦

(単位：千t、%)

産地	食糧用	飼料用	計	国別比率
オーストラリア	130	-	130	(51.7)
カナダ	83	-	83	(33.1)
アメリカ	38	-	38	(15.2)
計	251	-	251	(100.0)
用途別比率	(100.0)	(-)	(100.0)	

注：ラウンドの関係で内訳と計が一致しない場合がある。

## 4 成分検査

成分検査は、理化学分析により米穀の食味や小麦の加工適性に関連する成分の数値証明を行うものであり、平成8年4月から米穀及び小麦について実施している。成分検査の対象項目は、米穀については、たんぱく質及びアミロース、小麦については、たんぱく質及びでん粉となっている。

平成13年4月から農産物検査業務が民営化されたことに伴い、成分検査業務を行う検査機関として登録を行った民間の検査機関において検査を実施している。令和元年度の成分検査の実施件数は、国内産米穀については7件、国内産小麦については1,232件、外国産小麦については1,187件となった。

## 第7節 米麦加工品

### 1 米加工食品

#### (1) 米菓(あられ・せんべい)

##### ア 企業構造

米菓製造業の工場は、ほとんどが中小企業である。

##### イ 生産状況

元年の米菓の生産数量は22.2万t(前年比0.1%増)である。

##### ウ 輸出入状況

元年の米菓輸出数量は4.0千t(前年比0.5%減)、金額は43億円(前年比2.7%減)となっており、主要輸出先はアメリカ、台湾、香港である。

一方、輸入数量は7.9千t(前年比0.6%減)、金額は33億円(前年比6.2%減)となっており、主要輸入先は中国、タイ、台湾である。

#### (2) 加工米飯

##### ア 企業構造

加工米飯製造業の工場は、ほとんどが中小企業である。

##### イ 生産状況

元年における加工米飯の生産量は39.9万t(前年比2.2%増)となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯27.5千t(前年比2.4%減)、無菌包装米飯182.8千t(同7.4%増)、冷凍米飯178.1千t(同1.9%減)、チルド米飯4.5千t(同6.7%減)、缶詰米飯0.5千t(同4.9%減)、乾燥米飯5.4千t(同11.0%増)となっている。

##### ウ 輸出入状況

元年の加工米飯等輸出量は1.1千t(前年比8.0%増)、金額は5.8億円(前年比3.8%増)となっている。

そのうち米のものは1.0千t(前年比10.3%増)、金額は5.1億円(前年比8.4%増)となっており、主要輸出先はアメリカ、香港、台湾である。

### 2 麦加工食品(一次加工品)

#### (1) 小麦

##### ア 企業構造

小麦粉製造業の企業数は、平成31年3月末現在で、74企業(95工場)であり、このうち大企業(4

社)が生産シェアの78.3%を占めている。中小企業のうち34%が年間小麦粉生産量1千t未満の零細企業である。

イ 生産状況

30年度の小麦粉の生産量は483万tで前年並みとなった。用途別にみると、パン用粉は39.7%、めん用粉は32.9%、菓子用粉は11.0%となっており、これら3用途で生産量全体の84%を占めている。

ウ 小麦粉輸出量

元年の小麦粉輸出量は16万8千tで前年比2.9%増、金額は83億円で前年比11.3%増となっており、主要輸出先はシンガポール、香港、ベトナムであった。

エ 小麦粉調製品輸入量

元年の小麦粉調製品の輸入量は8.2万tで前年比1.5%減、金額は177億円で前年比3.9%減となっており、主要輸入先は韓国、シンガポール、フランスであった。

(2) 精 麦

ア 企業構造

30年度に国内産麦又は外国産麦の買受実績がある精麦業の企業数は、平成31年3月末現在で、37企業(37工場)で、すべて中小企業である。

イ 生産状況

30年度の精麦の生産量は17万tで前年同となっている。種類別生産比率は、普通精麦は98.2%(押麦は20.5%、切断圧ぺんは1.0%、切断無圧ぺんは2.5%、精白麦は74.0%、その他は0.2%)、ビタミン強化精麦は1.8%となっている。

(3) 麦 茶

ア 企業構造

麦茶製造業の企業数は、平成31年3月現在で、61企業(70工場)であり、すべて中小企業である。

イ 生産状況

30年度の麦茶の生産量は7万tで前年比12.5%増となっている。

ウ 輸入状況

31年の麦茶輸入量は0.7千tで前年比11.0%増、金額は4億円で前年比17.4%増となっており、主要輸入先は中国であった。